

平成29年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成29年4月13日（木）午後4時
分館2階会議室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志

2番 成島 誠

3番 大炊 三枝子

4番 中野 栄

5番 大井 栄一

6番 根本 博

7番 田村 星寿

8番 宮久保 勝

9番 三須 清一

10番 須藤 喜一郎

4. 出席事務局職員

局長 渡辺 唯男

次長 成嶋 文夫

庶務係長 富塚 隆則

農地係長 鈴木 光一

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

三須清一会長 こんにちは。本日はお忙しい中、委員さん方には総会に出席ご苦労さまです。

ただ今から平成 29 年第 4 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7 番 田村星寿委員

8 番 宮久保勝委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 4 号まで、合計 4 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。

議案第 2 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が 2 件、再設定が 1 件です。

議案第 3 号は「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。

議案第 4 号は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号について審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 29 年 4 月 13 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 1 ページからとなります。転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は〇〇〇字〇〇〇地先の畑一筆及び〇〇字〇〇地先の畑二筆、合計面積は 1,828 m²です。JR 〇〇〇駅の北西約 1 km に位置しています。位置図は議案資料 4 ページをご覧ください。

譲受人は太陽光発電所の発電及び売電事業を行っている今山住建株式会社で、譲渡人は市内在住の方です。農地を買収して太陽光発電施設を設置するものです。

事業費は土地代金〇〇〇万円、施設建設費〇,〇〇〇万円で、合計〇,〇〇〇万円です。自己資金ですべて賄うものです。

なお、東京電力の売電価格は1kw 当たり税別〇〇円で、20年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本第1調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。譲渡人、譲受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は大部分が農地として活用されておらず、今後は耕作の見込みもないこと、周囲にさえぎるものが少なく、東南からの日照が多く望めることから太陽光発電施設を設置する事業者と売買契約が合意したため、農地転用を伴う所有権移転を行うものです。

申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、面している道路には水道管、ガス管が埋設され、概ね500m以内に教育施設及び公共公益施設が存することから第3種農地と判断しました。

雨水は敷地内の自然浸透で処理する、発電所はフェンスで囲むなど、隣接の土地所有者に説明し、理解と了解をいただいているとのことでした。

第1調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 1 は原案どおり許可することに決定いたしました。
続いて、議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。
事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成 29 年 4 月 13 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 25 ページからとなります。新規の賃借権設定が整理番号 1 から 2 までの 2 件、賃借権の再設定が整理番号 3 の 1 件です。

整理番号 1 の設定農地は○○字○○地先の田一筆、○○字○○○地先の田一筆及び○○○地先の田一筆、合計面積は 7,205m²です。借受者は○○の農業者、貸付者も○○の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米○○kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 2 の設定農地は○○○○○字○○○地先の畑 3 筆、合計登記面積は 1,646m²で、実測面積は 1,722m²です。借受者は我孫子市で、貸付者は○○○の方です。賃借料は全面積に対して総額○○万〇,○○〇円で、期間は 11 ヶ月です。

なお、当該農地は○○○○○○○市民農園跡地で、先月の総会で審議された案件と同様のものです。今回土地所有者との 11 ヶ月の契約が整ったため審議するものです。活用内容は先月の説明と同様で、市で現在作成中の「○○○○○地区利用構想」に基づき、景観作物の栽培を行っていくものです。

整理番号 3 の再設定農地は○○地先の田 4 筆、合計面積は 5,254m²です。借受者は○○の農業者で、貸付者も○○の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米○○kg で、期間は 3 年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 整理番号 1 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 5.25 ヘクタールです。農業従事日数は本人及び母がそれぞれ年間 250 日です。トラクター 2 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 3 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 5.21 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 200 日で、父が 250 日、妻が 30 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から3までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号の整理番号1から3に対する質疑に入ります。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号の整理番号1から3を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号1から3は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書5ページをお開きください。

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。下記のとおり相続税の納税猶予に関する適格者証明願があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年4月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は27ページから32ページになります。申請地の〇〇字〇〇の畑3筆、申請面積5,063m²を相続により継承することとなったものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 調査結果を報告いたします。

申請地を確認したところ農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。よって、第1調査会では全員一致をもって証明相当であると判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願い

いします。

(なし)

意見がないものと認めます。

議案第3号を証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり証明することにいたしました。

続きまして、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について」を議題といたします。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について」。下記の農地を農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断することについてこの会の意見を求めます。提出日平成29年4月13日、我孫子農業委員会会長、三須清一。

所在地は中峠字海老宿地先の地目・畑一筆、面積は198m²です。古利根公園の東南に位置しています。市が普通財産として管理しており、この間農地として利用はされておられません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 報告します。

対象地は農業公共投資の対象となっていない農地であることから第2種農地と判断しました。

現地を確認したところ、本日配布の写真でも分かるほど適正に農地として利用することは困難であることから、第1調査会では全員一致をもって農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

須藤委員。

須藤喜一郎委員 許可を要しない土地、農地じゃなくなる。条例だとか、そういうもの

に基準はあるんですか。

三須清一会長 事務局、お願いします。

事務局 この農地をいわゆる通常言う非農地という、農地でないと判断する場合、農地法第何条というかたちで言われているわけではございませんが、一応国や県からの指導で非農地と判断する場合の判断基準が示されております。単純に荒れているから非農地と安易に判断するのはだめですよ。結局判断の基準はどこかといいますと、その農地が荒れていても農地として復元することが可能であるかどうかということです。例えば篠が生えてしまっているとか、いろいろあると思うんですが、人的若しくは機械等で農地として十分に復元できるなら非農地として判断することは避けてくださいと。ただ、山林化している、今回の議案のようにもう竹林化していて農地に復元することはまず無理、困難であるというものにつきましては、逆に積極的に非農地として判断して非農地扱いしなさいよというのが県からの指導でございます。その指導に基づいて農業委員会のほうで判断をしまして、これはもう農地として復元するのは無理であろうという第1調査会の判断によって今回こういった答えが出たわけです。

三須清一会長 よろしいですか。

須藤喜一郎委員 分かりました。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第4号を採決します。農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断することについて賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号については原案どおり判断すべきものと決定いたしました。

根本調査会長は自席にお戻りください。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 報告いたします。報告は第1号及び2号の2件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1

件受理しました。転用目的・事由は駐車場です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計6件受理しました。転用目的・事由は5件が宅地で、1件が通路です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

三須清一会長 報告第1号並びに2号について何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもって我孫子市農業委員会平成29年第4回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人